

会津若松市集会所整備事業補助金の交付等に関する要綱

(昭和56年 3月28日決裁)
(平成 4年 4月 1日改正)
(平成 9年 4月 1日改正)
(平成11年 4月 1日改正)
(平成14年 4月 1日改正)
(平成17年 4月 1日改正)
(平成23年 4月 1日改正)
(令和 7年 4月 1日改正)

(趣旨)

第1条 市は、近隣社会の連帯感を深め、快適な日常生活を送るよう集会所整備を行う町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）に対し、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集会所 地域住民の相互の親睦、福利厚生、文化教養の向上等の活動の拠点としての役割を果たす施設であって、町内会自らが維持管理するものをいう。
- (2) 新築 新たに集会所を建設する又は既存の集会所を全面改築することをいう。
- (3) 購入 集会施設として専用する建物を購入することをいう。
- (4) 増築 既存の集会所の床面積を増加させて建築することをいう。
- (5) 改築 既存の集会所の一部を除去し、これと規模、構造の著しく異なるものを建築することをいう。
- (6) 修繕 既存の集会所の維持管理、原状回復のために必要と認められる補修等を行うことをいう。
- (7) 改修 既存の集会所が公共上下水道等を利用するため設備を改修すること。また、高齢者、障がい者等が利用しやすくするために改修することをいう。

(補助金の対象及び補助額)

第3条 補助金は、町内会等が別表の補助対象の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に当該補助事業に要する経費について当該町内会に対して交付するものとし、その額は、同表の補助額の欄に掲げる額の範囲内において市長が定める額とする。

2 補助金の算出によって得た額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第4条 補助金の交付を受けて整備した集会所については、補助金交付年度の翌年度から起算して10年間は、補助の対象としないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町内会等の世帯数が、補助金の交付時より30パーセント以上増加したことにより増築を要するもの
- (2) 新たな公共上下水道利用のため給排水衛生設備の改修をするもの
- (3) 光熱費等の負担軽減と快適な利用環境の維持を図るため空調設備としてエアコン（経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100%以上の製品）を新たに整備するもの
- (4) 災害等により被害を受け整備を要するもの
- (5) その他極めて緊急性等を要し、市長が必要と認めた場合

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、集会所整備事業補助金交付申請書（第1号様式）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 建物の平面図、立面図及び位置図
- (4) 工事設計書及び建築費明細書、又は見積書及び製品等のカタログ
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 町内会等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規程により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更の承認の申請)

第6条 町内会等は、規則第6条第1項の規定により、市長の承認を受けようとする場合は、集会所整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、集会所整備事業実績報告書（第5号様式）とし、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 収支精算書（第6号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、町内会等は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控

除税額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた町内会等は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金の交付を請求するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 町内会等は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額の確定に伴う報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産処分の制限)

第10条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の翌日日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数が経過した日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助の対象	補助対象経費	補助対象外経費	補助額
新築	町内会等が集会所を新築する場合	建物本体、電気、ガス、給排水衛生設備及び空調設備の工事及び建物の購入に要する経費	次に掲げる経費については、補助の対象としない。 ①設計及び管理に要する経費 ②敷地の購入、整地等に要する費用 ③既存の集会施設の解体又は移転に要する経費	補助対象経費の100分の30以内の額（320万円を限度とする。ただし、空調設備については、整備する部屋に応じて20畳以下は7万円、20畳を超える場合は12万円を限度とする。）
購入	町内会等が集会所とするために既設建物を購入する場合（土地について貸借契約等を締結している場合は、契約期間が5年以上のものに限る。）		④附帯工事に要する費用（ただし、建物本体に含められるものは除く） ⑤備品等の購入又は修理に要する費用 ⑥門、柵、堀又は植樹等の工事に要する経費	
増改築	町内会等が所有する集会所を増改築（再増改築を含む。増改築の床面積が10平方メートルを超えるものに限る。）する場合 町内会等が集会所とするために、所有する既設建物を増改築する場合			
修繕	町内会等が所有する集会所を修繕する場合（一工事当たり20万円以上の工事に限る。） 町内会等が集会所とするために、所有する既存建物を修繕する場合（一工事当たり20万円以上の工事に限る。） 町内会等が空家を借り受け、当該空家を修繕して集会所とする場合（建物の貸借契約が5年以上のものに限る。）			
改修	町内会等が所有する集会所に係る公共上下水道等への給排水衛生設備について改修する場合（一工事当たり20万円以上の工事に限る。） 町内会等が所有する集会所を高齢者、障がい者等が利用しやすくするために改修する場合（スロープ、手すり、段差解消、点字ブロック等について、一工事当たり20万円以上の工事に限る。ただし、空調設備についてはこの限りでない。）			